

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年10月24日

鳥取市監査委員	湯口	一文
鳥取市監査委員	浜橋	正教
鳥取市監査委員	平野	真理子

令和5年度
定期監査報告書
(1)

鳥取市監査委員

目 次

◎定期監査報告書（１）	1
鳥取市保健所 ①保健総務課	3
②保健医療課（心の健康支援室、新型コロナワクチン接種対策室）	6
③健康・子育て推進課（健診推進室）、鳥取東保健センター	10
④生活安全課	15
農業委員会事務局	17
出納室	19

- (注) 1 文・表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は切捨てとした。
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。
3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

令和5年度定期監査報告書（1）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

1 対象部局

- (1) 鳥取市保健所
 - ①保健総務課
 - ②保健医療課（心の健康支援室、新型コロナワクチン接種対策室）
 - ③健康・子育て推進課（健診推進室）、鳥取東保健センター
 - ④生活安全課
- (2) 農業委員会事務局
- (3) 出納室

2 対象期間

令和5年4月1日から7月31日まで
前回の定期監査対象期間

- ・鳥取市保健所・・・令和2年4月1日から9月30日まで（令和2年度実施）
- ・農業委員会事務局・・・令和2年4月1日から8月31日まで（令和2年度実施）
- ・出納室・・・・・・・・・・令和2年4月1日から11月30日まで（令和2年度実施）

第3 監査における主眼とする事項

鳥取市監査基準第4条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

第4 監査の方法

提出された事務の執行等に係る関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

第5 監査の期間

- 1 実施期間 令和5年9月6日から10月11日まで
- 2 説明聴取 令和5年10月11日

第6 監査の結果

1 結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。また、最少の経費で最大の効果及び、組織及び運営の合理化においても、特段不合理なものは確認されなかった。

改善を要する事項（指摘事項）は後述のとおりであり、必要な措置を講じられることを求めるものである。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、またはその都

度、関係者に対し指示・注意を行った。

【指摘事項】

(健康・子育て推進課(健診推進室)、鳥取東保健センター)

1 行政財産使用許可及び行政財産使用料について(財産・収入)

指定管理施設である気高保健センターについて、次の事項が見られた。

(1) 気高町総合支所が行政財産使用許可を行っていた。

(2) 行政財産使用料条例第3条の規定に基づき、調定及び納入通知書の送付がされていなかった。

指定管理施設の行政財産使用許可については、指定管理者と委託契約している所管課が、使用許可を行い、使用料を徴収すべきである。

適正な事務処理に改められたい。

(鳥取市行政財産使用料条例第3条)

2 指定管理施設の利用料金の決定について(その他)

気高保健センターの利用料金の決定は、鳥取市保健センター条例で定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を要するが、この手続きがされていなかった。また、このことについて、所管課として指定管理者に指導を行っていなかった。

条例及び協定書に規定された内容が遵守されるよう指導されたい。

(鳥取市保健センター条例第17条、基本協定書第27条)

3 備品管理について(財産)

財産規則第41条にかかる物品の照合については、令和2年度の定期監査でも未実施で指導したにもかかわらず、この令和5年度の定期監査時点においても未実施であった。速やかに財産規則に基づく物品と帳簿の照合を実施されたい。

(鳥取市財産規則第41条)

◆保健総務課

当課は、課長以下 11 人（うち会任 1 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・参事 ・課長補佐	係長・主幹	職 員	
[保健総務課] 課 長 (本務保健所 副所長) 参 事 (本務健康こども部統括保健師) 課長補佐	[総務係] (課長補佐兼) 係 長	主 任 1 人 主 事 1 人 事務員 (会任) 1 人	○各種基幹統計調査に関すること ○東部圏域に係る業務の実施及び推進に関すること ○公衆浴場に関すること ○A E D維持管理に関すること
	[企画連携係] 係 長 主 幹 1 人	主 任 1 人 主 任 (再短) 1 人 保健師 1 人	○地域医療構想の推進に関すること ○地域保健医療協議会に関すること ○受動喫煙防止対策に関すること ○熱中症対策に関すること ○東部圏域の在宅医療・介護の連携推進に関すること ○健康危機管理、災害時医療救護等の調整に関すること ○災害時保健活動に関すること ○保健師の現任教育に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員の増減なし
- ・主な新たな業務：熱中症対策に関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	手数料	衛生料 手数料	2,002	270	270	0	100	衛生事業許可等手数料
国 庫 金 支 出 金	国 庫 金 補 助 金	総務費国庫 補助金	910	0	0	0	-	
		衛生費国庫 補助金	348	0	0	0	-	
県 支 出 金	県 補 助 金	民 生 費 県 補 助 金	615	0	0	0	-	
	委 託 金	衛 生 費 委 託 金	6,407	3,213	3,213	0	100	保健衛生統計調査費
諸 収 入	貸付金元利 収 入	地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	57,142	0	0	0	-	
諸 収 入	諸 収 入	諸 収 入	5,600	0	0	0	-	
計			73,024	3,483	3,483	0	100	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①衛生手数料 1件
- ②衛生費委託金 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
民 生 費	社 会 福 祉 費	老 人 福 祉 費	615	0	0	0	0	在宅医療・介護連携 推進支援事業費
衛 生 費	保 健 衛 生 費	保 健 衛 生 費 総 務 費	11,541	2,092	1,054	18.1	9.1	公衆浴場確保対策補 助金等
		健 康 対 策 費	12,310	6,492	5,789	52.7	47.0	AED維持管理事業 費等
		保 健 所 費	95,184	38,090	36,230	40.0	38.1	保健所運営費等
		医 務 費	2,484	248	248	10.0	10.0	地域保健医療推進費 等
計			122,134	46,924	43,323	38.4	35.5	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①旅 費 4件
- ②需用費 5件
- ③役務費 2件
- ④委託料 5件
- ⑤使用料及び賃借料 6件
- ⑥負担金、補助及び交付金 4件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆保健医療課（心の健康支援室、新型コロナワクチン接種対策室含む。）

当課は、課長以下 44 人（うち会任 8 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

【令和 5 年 10 月 1 日現在】

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・室長 ・参事・ 課長補佐	係長・主幹	職 員	
[保健医療課] 課 長 参事 2 人 課長補佐	[医事薬事係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 1 人	診療放射線主任 1 人 主 事 2 人 衛生技師 1 人 薬剤師 1 人 事務員 (会任) 1 人	○保健及び医療政策、地域医療、救急医療、夜間休日診療、休日歯科診療等に関すること ○医療法に関すること ○薬剤師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律に関すること ○毒物劇物取締法に関すること ○麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、あへん法に関すること ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること ○臓器移植法、骨髄バンク登録事業、献血推進事業に関すること ○医療従事者等の免許に関すること
	[感染症・ 疾病対策係] 係 長 主 幹 3 人	主 任 5 人 主 事 1 人 主 事 (任短) 1 人 保健師 1 人 保健師 (会任) 1 人 看護師 (会任) 1 人 事務員 (会任) 3 人	○予防接種法、検疫法に関すること ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること ○A類疾病、B類疾病、その他予防接種の事務に関すること ○エイズ等性感染症及び肝炎、風しん等についての啓発、相談及び検査に関すること ○難病患者支援事業に関すること ○結核予防及び結核患者の支援に関すること ○新型コロナウイルス感染症等感染症の統括に関すること
[心の健康 支援室] 室 長	主 幹 1 人	主 任 1 人 保健師 4 人	○精神保健福祉に関する保健指導に関すること ○精神障がい者の医療及び保護に関すること ○ひきこもり対策に関すること ○アルコール依存症・薬物依存症対策に関すること ○自死対策事業に関すること

<p>[新型コロナワクチン接種対策室]</p> <p>室長</p> <p>参事 ※1</p>	<p>主幹 2人</p>	<p>主任 1人 主事 2人 事務員 (会任) 2人</p>	<p>○新型コロナウイルスワクチン実施計画の策定に関すること</p> <p>○接種実施体制の検討・調整に関すること</p> <p>○相談体制（コールセンターの設置）の確保・調整に関すること</p> <p>○個別接種に関すること</p> <p>○集団接種に関すること</p> <p>○健康被害対応（救済委員会運営）に関すること</p> <p>○接種証明書交付に関すること</p> <p>○接種者予約システムの管理・運用に関すること</p>
--	--------------	--	--

※1 長寿社会課参事が兼務。

○前回監査以降の体制の異動

- ・新型コロナワクチン接種を継続して進めていくため、令和4年5月に「新型コロナワクチン接種対策室」を設置。
- ・職員17人増（うち会任2人）
- ・主な新たな業務：新型コロナウイルス感染症に関すること

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
国庫支出金	国庫負担金	衛 生 費	(316,842)	(316,842)	(0)	(316,842)	(0)	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等
		国庫負担金	707,260	316,842	0	316,842	0	
	国庫補助金	民 生 費	5,704	0	0	0	-	障害者自立支援事業費、生活困窮者就労準備支援事業費等
		国庫補助金	(96,198)	(96,198)	(0)	(96,198)	(0)	
県支出金	県負担金	衛 生 費	(96,198)	(96,198)	(0)	(96,198)	(0)	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等
		県負担金	253,673	96,198	0	96,198	0	
	県補助金	衛 生 費	6,141	0	0	0	-	予防接種健康被害費
		県補助金	106	0	0	0	-	
交付金	衛 生 費	2,986	827	0	827	0	病院内保育施設運営費補助金、風しん対策特別促進補助金	
	交付金	308	0	0	0	-		自死対策強化交付金
諸 収 入	雑 入	雑 入	(171)	(171)	(29)	(141)	(17.3)	
		雑 入	7,561	171	29	141	17.3	
計			(413,211)	(413,211)	(29)	(413,181)	(0.0)	
			983,739	414,038	29	414,008	0.0	

(注) ()内は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①衛生費国庫負担金 1件
- ②衛生費国庫補助金 1件
- ③衛生費県補助金 1件
- ④雑入 1件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
民 生 費	社会福祉費	障害者自立 支援事業費	8,986	7,879	7,861	87.7	87.5	地域生活支援事業費 等
衛 生 費	保健衛生費	保 健 衛 生 総 務 費	69,758	47,626	19,710	68.3	28.3	夜間休日急患診療所運営 委託費等、公の病院等不 採算医療支援事業補助金 等
		健康対策費	2,790	299	125	10.7	4.5	肝臓がん・肝炎対策事業 費、自死対策強化事業費 等
		予 防 費	(413,211) 2,206,644	(118,076) 424,468	(70,226) 308,957	(28.6) 19.2	(17.0) 14.0	感染症予防接種費、感染 症予防費等
		保 健 所 費	266,353	84,043	84,043	31.6	31.6	職員費
		医 務 費	3,793	985	936	26.0	24.7	医療機関指導等事業費、 医療安全相談・意識啓発 事業費等
	他会計繰出	市立病院事業 会計へ繰出	1,398,089	325,338	325,338	23.3	23.3	
	公衆衛生費	精神衛生費	1,485	90	90	6.1	6.1	精神衛生費、アルコール・ 薬物等依存症支援対 策事業費等
		難病対策費	18,093	11,019	2,421	60.9	13.4	難病対策事業費
計			(413,211) 3,975,991	(118,076) 901,749	(70,226) 749,484	(28.6) 22.7	(17.0) 18.9	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①報 酬 3 件
- ②報償費 5 件
- ③旅 費 2 件
- ④需用費 7 件
- ⑤役務費 10 件
- ⑥委託料 21 件
- ⑦備品購入費 2 件
- ⑧負担金、補助及び交付金 6 件
- ⑨扶助費 7 件
- ⑩繰出金 1 件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆健康・子育て推進課（健診推進室を含む。）、鳥取東保健センター

健康・子育て推進課は、課長以下63人（うち会任21人）で構成している。鳥取東保健センターは、所長以下9人（うち会任2人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・参事 ・室長 ・課長補佐	主査・ 係長・主幹	職 員	
[健康・子育て 推進課] 課 長 参 事 ※1 課長補佐	[健康づくり係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 1人	主 任 2人 主 事 1人 保健師 4人 歯科衛生士 2人 歯科衛生士 (会任) 2人 看護師 (会任) 4人	○健康増進事業に関すること ○健康づくり地区推進員連絡協議会に関すること ○「とっとり市民元気プラン」の推進に関すること ○後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関すること ○健康教育、健康相談、訪問指導に関すること ○「とっとり市民元気プラン2021」（歯科保健）推進に関すること。 ○歯科保健事業に関すること
	[子育て支援係]	主 任 2人 保健師 3人 保健師 (会任) 3人 看護師 (会任) 2人 事務員 (会任) 2人	○母子保健事業に関すること ○小児慢性特定疾病自立支援事業に関すること ○子育て世代包括支援センター業務に関すること ○乳幼児健診業務に関すること ○母子歯科保健に関すること
	[親子保健係]	主 任 1人 保健師 3人 心理相談員 (任) 1人 看護師 (会任) 1人	○母子健康教育・相談に関すること ○発達支援に関すること

	[食育推進係] 主査兼係長 主 幹 1人	主 任 2人 管理栄養士 1人 主 任 (再) 1人 ※2 主 任 1人 ※3	○食育推進員会に関すること ○成人栄養改善事業に関すること ○母子栄養改善事業に関すること
[健診推進室] 室 長	主 幹 1人	主 任 3人 主 事 2人 保健師 3人 保健師 (会任) 1人 看護師 (会任) 5人 事務員 (会任) 1人	○健康増進事業に関すること ○検診受診率向上対策に関すること ○特定健康診査・高齢者健康診査・健康診査の実施に関すること ○人間ドック・脳ドックに関すること ○各種健診事業に関すること

※1 保健総務課参事が兼務。

※2 食育推進係の主任(再)は幼児保育課主任が兼務。

※3 食育推進係の主任は幼児保育課主任が兼務。

上記職員のほか鳥取県家庭支援課に保健師1人派遣。

組 織			主 な 事 務 分 掌
所 長	主 幹	職 員	
[鳥取東保健 センター] 所 長	主 幹 1人	主 任 2人 保健師 3人 事務員 (会任) 1人 看護師 (会任) 1人	○地域保健に関すること ○生活習慣病対策に関すること ○母子保健に関すること ○子育て世代包括支援センターに関すること ○母子手帳及び妊婦・乳児・産婦健康診査に関すること ○新生児訪問、乳幼児健診に関すること ○健診、予防接種に関すること ○母子・成人栄養、食育事業に関すること ○歯科保健事業に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員の増減：2人減
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
分担金 及び負担金	負 担 金	民 生 費 負 担 金	50,206	0	0	0	-	鳥取県後期高齢者医療 広域連合からの後期高 齢者健康診査負担金
使用料 及び手数料	使 用 料	衛 生 費 使 用 料	131	283	283	0	100	保健センター施設使用 料等
国 庫 支 出 金	国 庫 負 担 金	民 生 費 国 庫 負 担 金	24,510	0	0	0	-	小児慢性特定疾病医療 費
		衛 生 費 国 庫 負 担 金	1,597	0	0	0	-	小児慢性特定疾病自立 支援事業費
	国 庫 補 助 金	民 生 費 国 庫 補 助 金	7,544	0	0	0	-	地域子ども・子育て支 援事業費、小児慢性特 定疾病対策費等
		衛 生 費 国 庫 補 助 金	(59,020)	(0)	(0)	(0)	(-)	出産・子育て応援交付 金事業補助金、母子保 健医療対策総合支援事 業費等
	委 託 金	衛 生 費 委 託 金	1,127	0	0	0	-	国民健康・栄養調査費 (健康増進法に基づく 調査)
県 支 出 金	県 補 助 金	民 生 費 県 補 助 金	5,406	0	0	0	-	地域子ども・子育て支 援事業費等
		衛 生 費 県 補 助 金	(14,754)	(0)	(0)	(0)	(-)	出産・子育て応援交付 金事業補助金等
	交 付 金	総 務 費 交 付 金	126	0	0	0	-	市町村創生交付金(在 宅高齢者歯科対策事 業)
		民 生 費 交 付 金	1,642	0	0	0	-	子育て応援交付金(子 育てサークル支援事業 費、不育治療助成事 業費等)
諸 収 入	雑 入	雑 入	57,128	2,624	1,571	1,053	59.9	各保健センター光熱水 費負担金等
市 債	市 債	衛 生 債	3,300	0	0	0	-	
計			(73,774)	(0)	(0)	(0)	(-)	
			305,481	2,907	1,854	1,053	63.8	

(注) () 内は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①衛生費使用料 7件のうち、指摘番号1にかかる事項2件
- ②衛生費国庫補助金 1件
- ③民生費県補助金 1件
- ④衛生費県補助金 2件
- ⑤雑入 4件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 費	62,068	18,454	18,421	29.7	29.7	小児慢性特定疾病対策 等事業費等
衛 生 費	保 健 衛 生 費	保 健 衛 生 総 務 費	64,635	45,687	25,762	70.7	39.9	施設管理費、歯と口の 健康週間行事補助金等
		健 康 対 策 費	795,418	162,860	149,216	20.5	18.8	職員費、健康増進事業 費、食育活動等推進事業 費等
		母 子 保 健 費	(88,532) 483,411	(38,630) 118,411	(32,977) 104,917	(43.6) 24.5	(37.2) 21.7	出産・子育て応援交付金 事業費、母子保健相談指 導事業費等
計			(88,532) 1,405,532	(38,630) 345,412	(32,977) 298,316	(43.6) 24.6	(37.2) 21.2	

(注) () は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①報 酬 2 件
- ②報償費 2 件
- ③旅 費 1 件
- ④需用費 15 件
- ⑤役務費 4 件
- ⑥委託料 12 件
- ⑦使用料及び賃借料 8 件
- ⑧負担金、補助及び交付金 4 件
- ⑨扶助費 10 件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

当課が所管する施設として、用瀬、佐治、気高、鹿野の各保健センター、用瀬いきいき交流センターがある。

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について、一部抽出し、使用許可申請書・許可書、使用料減免申請書等関係書類を調査したところ、適正に管理されていた。

イ 公有財産の管理

指定管理施設について、基本・年度協定書、指定管理業務仕様書等関係書類を調査したところ、おおむね適正に管理されていた。うち、指摘番号2にかかる事項1件

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。うち、指摘番号3にかかる事項1件

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆生活安全課

当課は、課長以下 22 人（うち会任 7 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・参事 ・課長補佐	係長・主幹	職 員	
[生活安全課] 課 長 参 事 ※ 1 課長補佐	[動物愛護係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 2 人	主 事 (任) 1 人 獣医師 1 人 狂犬病予防技術員 (会任) 3 人 事務員 (会任) 1 人	○狂犬病予防に関する事 ○動物の愛護及び管理に関する事
	[食品衛生係] 係 長	主 任 1 人 衛生技師 6 人 事務員 (会任) 3 人	○食品営業許可に関する事 ○食中毒に関する事 ○食品衛生監視に関する事 ○給食施設の監視指導に関する事 ○調理師・ふぐ処理師免許に関する事 ○製菓衛生師に関する事 ○魚介類の行商に関する事 ○食品関係業者に対する衛生教育に関する事 ○食品表示・景品表示に関する事 ○米穀等の取引及び産地情報に関する事 ○食鳥処理場及び食鳥処理に関する事 ○食品衛生法改正に関する事

※ 1 保健医療課参事が兼務。

○前回監査以降の体制の異動等

- ・職員の増減：職員 1 人増（保健医療課参事が兼務）
- ・主な新たな業務：地域猫活動等支援事業（令和 3 年 1 1 月～）

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円、%)

科 目			予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B) - (C)	収入率 (C) / (B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	手 数 料	衛 生 手 数 料	15,973	5,597	5,594	3	99.9	飼い犬登録 食品営業許可
諸 収 入	雑 入	雑 入	3,467	2,715	0	2,715	0	中核市関連事務県負 担金
計			19,440	8,313	5,594	2,718	67.3	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①衛生手数料 7件
- ②雑入 1件

(2) 歳出

(単位：千円、%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B) / (A)	(C) / (A)	
衛 生 費	保 衛 健	予 防 費	44,289	17,660	8,743	39.9	19.7	飼い犬登録及び狂犬病予防 事業費、動物愛護事業費、 食品衛生指導事業費等
		保 健 所 費	72,227	23,538	23,538	32.6	32.6	職員費
計			116,516	41,199	32,281	35.4	27.7	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①旅 費 3件
- ②需用費 8件
- ③役務費 7件
- ④委託料 6件
- ⑤使用料及び賃借料 3件
- ⑥負担金、補助及び交付金 4件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆農業委員会事務局

当局は、局長以下8人（うち会任2人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
局 長・ 局長補佐	係 長	職 員	
[農業委員会 事務局] 局 長 局長補佐	[農政係] (局長補佐兼) 係 長	主 事 1人	○農業委員及び農地利用最適化推進委員に関する事 ○農業法人及び法人化その他農業経営の合理化に関する事 ○各行政機関、関係団体との連絡調整に関する事 ○農業者年金業務及び審査に関する事 ○農家相談に関する事
	[農地係] 係 長	主 任 1人 主 事 1人 利用権設定等事務 (会任) 1人 事務員 (会任) 1人	○農地の権利移動等に関する事 ○農地中間管理事業に関する事 ○農地移動適正化あっせん事業に関する事 ○農地紛争の和解の仲介に関する事 ○農地の転用等に関する事 ○農地基本台帳電算システムの運用管理に関する事 ○農地パトロール（利用状況調査・荒廃農地調査）に関する事 ○農地の利用意向調査に関する事 ○農地関係の諸証明に関する事

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員の増減なし
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
県支出金	県補助金	農林水産業 費県補助金	9,585	6,939	0	6,939	0	農業委員会補助金 (職員費・事業費)
	交付金	農林水産業 費交付金	15	0	0	0	-	国有農地等事務取扱 交付金
諸収入	雑入	雑入	971	908	908	0	100	農業者年金業務委託 金
計			10,571	7,847	908	6,939	11.6	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①農林水産業費県補助金 1件
- ②雑入 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
農林水産業 費	農 業 費	農 業 委 員 会 費	78,327	26,517	26,234	33.9	33.5	委員報酬、職員費、 農地推進費

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①報 酬 2件
- ②旅 費 1件
- ③報償費 1件
- ④需用費 5件
- ⑤役務費 3件
- ⑥負担金、補助及び交付金 1件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆出納室

当室は、室長以下 12 人（うち会任 2 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
室 長・ 室長補佐	係 長	職 員	
[出納室] (会計管理者兼) 室 長 室長補佐	[出納係] (室長補佐兼) 係 長	主 任 1 人 主 事 2 人 事務員 (会任) 1 人	○資金の計画・管理・運用に関すること ○有価証券の保管及び管理に関すること ○基金の出納保管・運用に関すること（繰替運用を含む） ○財務会計システムの管理・運用に関すること ○決算の調製に関すること ○指定金融機関等に関すること ○庁用備品に関すること ○口座振替に関すること ○支払証書の編纂に関すること
	[審査指導係] 係 長	主 任 1 人 主 任 (再) 1 人 主 事 2 人 事務員 (会任) 1 人	○支払の審査・指導に関すること ○支出更正、公金振替に関すること ○東部広域行政管理組合の会計に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員の増減なし
- ・主な新たな業務：特になし

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務、一時借入事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
諸 収 入	市預金利子	市預金利子	1	0	0	0	-	
	雑 入	雑 入	855	196	147	48	75.3	古紙売却収入
計			856	196	147	48	75.3	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

①雑入 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総 務 費	総務管理費	会計管理費	29,399	7,948	1,955	27.0	6.7	公共料金明細サービス利用料、納付済通知書印刷、窓口収納・口座振込等手数料等
公 債 費	公 債 費	利 子	9,692	239	239	2.5	2.5	一時借入金利子
計			39,091	8,187	2,195	20.9	5.6	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ①需用費 20件
- ②役務費 6件
- ③委託料 2件
- ④使用料及び賃借料 1件
- ⑤備品購入費 1件
- ⑥負担金、補助及び交付金 1件
- ⑦償還金、利子及び割引料 1件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

3 その他

(1) 一時借入事務

一時借入について関係書類等を通査したところ、適正に処理されていた。